

告 示

埼玉県告示第九百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年八月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

二トリ川越店

埼玉県川越市豊田町三丁目十二 一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

（一）雨水に関する要望

先般の地元住民への説明会の席上、雨水処理についての説明で「建物前面の駐車場に数か所の浸透貯留槽を作り、そこに雨水を貯めて浸透させる」とのことでしたが、これで一時間当たり五十ミリメートルの警報の降雨に対処できるのか不安です。特に市道七二二九号線では、現在僅かな雨でも雨水が路面を乱流し、車両が水をはね、歩行も困難な状況です。もし、二トリ駐車場の雨水処理の不備によりその雨水が周辺道路に流れるようなことがあると住生活環境は大きく侵されるものと考えられます。雨水対策をもう一度ご検討いただくよう節に要望するものです。

（二）道路に関する要望

市道七二二八号線の幅員を五メートルに拡幅していただくよう要望いたします。この道路は、国道一六号線に面して営業されている「イエローハット川越店」の駐車場への出入りに使用されているだけでなく、国道一六号線を避けて広栄町方面に行けるいわゆる抜け道となっており、近隣住民だけでなく遠方からの通勤としての自動車での利用、そして年配者の散歩道、買い物への自転車道と狭いながらもかなり利用度の高い道路です。二トリ川越店の営業が開始されると、国道一六号線の渋滞を避けてこの市道七二二八号線を通る車両はかなり増加すると予想されます。現状の四メートルのままですと車両のすれ違いが困難であるばかりでなく、歩行者や自転車に乗る人たちの安全が確保されるか極めて心配であります。是非、市道七二二八号線を五メートルに拡幅することの検討を強く要望いたします。

（三）その他周辺への環境対策の要望

その1 騒音について

この店舗は、一般住宅に接して建築される計画になっており、買い物客の騒音だけでなく店舗営業時のエアコンの室外機や二十四時間回っている換気扇の音が気になります。なんとしても早朝からの荷物の搬出入の騒音は、敷地に接する住宅に多大なる不快感を与えるものと予想されます。ここでとくに要望したいことは早朝と夜間でのトラックのバックブザーは二トリ敷地内では絶対に使用しないことです。営業外の静かな時間帯でのバックブザーの音のやかましさ、不快さは相当なものと考えられるからです。

その2 営業時間帯に関する要望

閉店時刻が午後九時までとなっておりますがこれを午後八時三十分、そして駐車利用可能時間帯を午後九時まで、荷さばき可能時間帯を午前六時三十分から午後九時三十分に変更するよう要望いたします。これは、早朝から夜遅くまでの荷さばきによる騒音が少しでも解消されることを期待するからです。また、消灯時間が三十分早まることで光害防止対策も講じられるからです。

その3 防犯に関する要望

二トリ敷地の西側に接する住宅と二トリの外壁との間は、非常時の退避通路になると聞いておりますが、この場所は通常時には全く人が立ち入らない個所となり、防犯面で極めて危険であると考えられます。そこでその退避通路部分の数か所に、人などを感知して点灯するセンサー照明を設置していただきたく要望いたします。

二 縦覧期間

平成二十三年八月十九日から平成二十三年九月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター